



## 用語解説

## 被害者参加制度

被害者参加制度は、刑事裁判において、被害者に当事者に準ずる立場を認め、一定の訴訟行為を可能とした画期的な制度です。

この制度を利用できる犯罪は、殺人罪、傷害罪など故意の犯罪行為により人を死傷させた罪や、強制わいせつ及び強姦の罪、業務上過失致死傷及び自動車運転過失致死傷の罪などに限られています（詳しくは刑事訴訟法316条の33第1項を参照して確認して下さい）。また、被害者参加できる者は、被害者又は、被害者が死亡又は心身に重大な故障がある場合には配偶者、祖父母、父母、子などの直系親族、兄弟姉妹です。

被害者参加することによってできることは、次のとおりです。①まず、原則として公判期日に出席ができます。②次に、情状部分（謝罪や示談状況等）に限っては証人に直接尋問してその真偽を追求することができます。③また、後に事実及び法律の適用についての意見陳述をする際に必要な範囲内で被告人質問ができます。ですから、事実及び法律の適用についての意見陳述をするために、是非とも被告人に確認しておきたいことがあれば、

事件そのものに関することでも情状に関する事でも質問することができます。④そして、今述べたとおり、検察官の論告の後に事実及び法律の適用についての意見陳述（求刑も可能です）ができます。ただし、検察官の起訴した罪名の範囲内でしか行えません。ですから、検察官が傷害致死罪で起訴している場合に殺人罪である旨の意見を述べることはできません。⑤最後に、検察官の検察権行使に意見を述べることもできます。実際には、この権限行使して、被害者の心情等を検察官に伝えるとともに、検察官の予定している訴訟活動について説明を求めたり、事前に証拠を閲覧させてもらうなどして、充実した被害者参加をするための準備を行います。

被害者参加するためには、まずは、検察官に申出ることが必要です。また、今述べたことについても、被害者参加人がまずは検察官に申し出ることによって、検察官経由で裁判所に伝えられ、裁判所の許可が得られてはじめて行うことができますので、検察官と密接なコミュニケーションを行うことが必要です。